個　人

Visa・マスターゴールドカード ご利用ガイド

Visa・MasterGold Card Guide Book

保険サービス

2026年10月16日（金）以降
ご出発のご旅行より
当該カードに付帯する
海外旅行・国内旅行傷害保険は、
旅行代金などをカード決済いただく
ことが必要となります。

改定内容や補償内容の詳細については、
ホームページをご参照ください。
https://www3.vpass.ne.jp/info/202603_hoken_ryokou/

SHINKIN BANK CARD Co., Ltd.

1. 海外旅行傷害保険

・被保険者の範囲は本会員・家族会員となります。
・家族特約は P.4 参照

担保項目	傷害 死亡・後遺障害	傷害 治療費用	疾病 治療費用
保険金額（注1）	最高 5,000 万円 自動付帯分 1,000万円 カード利用条件分 4,000万円	300 万円 （1 事故の限度額）	300 万円 （1 疾病の限度額）
保険金をお支払いする主な場合	●被保険者が旅行期間（注2）中に偶然な事故により身体にケガを負い、そのケガが直接の原因で、 ●事故の発生の日からその日を含めて180日以内に ①死亡された場合 ②後遺障害が生じた場合	●被保険者が旅行期間（注2）中に偶然な事故により身体にケガを負い、そのケガが直接の原因で、 ●医師の治療を受けられた場合	●被保険者が旅行期間（注2）中または旅行期間終了後48時間以内に発病した疾病が直接の原因で、旅行期間終了後48時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ●妊娠・出産・早産・流産、これらに起因する疾病、歯科疾病を除きます。 ●旅行期間終了後に発病した疾病については、その原因が旅行期間中に発生したものに限ります。 ●旅行期間中に感染した所定の感染症（注5）で旅行期間終了後14日以内に医師の治療を開始した場合を含みます。
お支払いする保険金	①死亡された場合… 被保険者の法定相続人に 自動付帯分 1,000万円 +カード利用条件分 4,000万円 （注3・4） ★死亡保険金受取人指定はできません。 ②後遺障害が生じた場合… 自動付帯分（1,000万円）・カード利用条件分(4,000万円)それぞれ、後遺障害の程度に応じて 3%～100% （注3・4）	●事故発生日から180日以内に要した次の費用のうち、現実に支出した金額で社会通念上妥当と認められる金額 ●医師の診察費、処置費、手術費 ●医師の処置・処方による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料 ●諸検査費、手術室費、職業看護師費 ●入院費、入院できないやむを得ない事情により、ホテル等で医師の治療を受けた場合の客室料 ●治療のために必要となった通訳雇入費用 ●病院までの緊急移送費 ●入院により必要となった次の費用（20万円限度） ・国際電話料等通信費 ・入院に必要な身の回り品購入費（5万円限度） ●入院により当初の旅行行程を離脱した場合に、旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費および宿泊費 ・ただし払戻を受けた金額や負担を予定していた金額は控除されます。 ●病院までの交通費（保険会社が妥当と認めたものに限ります。）	●治療開始日から180日以内に要した次の費用のうち、現実に支出した金額で社会通念上妥当と認められる金額

注1）複数のクレジットカード（他社カード含む）付帯の傷害保険にご加入の場合、死亡・後遺障害の保険金額は合算されず、最も高い保険金額が限度となり、各カード（他社カード含む）に付帯する保険金額に応じて按分して保険金をお支払いします。ただし、法人カード（法人等がカード利用代金支払債務を負うもの）とそれ以外のカードをお持ちの場合は、法人カードとそれ以外のカードのそれぞれに上記の規定が適用されます。死亡・後遺障害以外の保険金は、複数の同種保険にご加入の場合、クレジットカード付帯に限らず、各保険の保険金額に応じて、保険金が支払われるべき損害額を按分して保険金をお支払いします。

注2）旅行期間とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間（海外旅行の目的で日本の住居を出発してから日本の住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国日前日の午前0時から日本入国日翌日の午後12時（24時）までの間）中とします。ただし、日本出国日から3ヶ月後の午後12時までを限度とします。

注3）カード利用条件の旅行期間とは……自動付帯部分については、旅行開始期間から3ヶ月間（かつ旅行期間中）が補償対象となります。ご利用条件を満たした場合については、旅行出発前にご利用条件を満たした場合、旅行開始期間から3ヶ月間（かつ旅行期間中）が補償対象期間となり、はじめて出国後にご利用条件を満たした場合については、ご利用条件を満たした以降から3ヶ月間（かつ旅行期間中）が補償対象期間となります。

注4）カード利用条件分とは……日本出国前に航空機・電車・船舶・タクシー・バスといった公共交通乗用具の利用代金・または募集型企画旅行の旅行代金を当該カードでクレジット決済いただいた場合、あるいは出国後、公共交通乗用具の料金をはじめて当該カードでクレジット決済いただいた場合補償適用となる保険金額です。

※公共交通乗用具とは……日本国内においては、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等を、海外においては、これに準じる乗用具をいいます（当該旅行のために乗用するものに限ります。）。

当該カードご加入日（カード発行日）の翌日以降に日本を出発される旅行が保険の対象となります。

賠償責任	携行品損害	救援者費用
5,000万円 （1事故の限度額）	**50万円** （1旅行中かつ 1年間（注6）の限度額）	**500万円** （1年間（注6）の限度額）
●旅行期間（注2）中に偶然な事故により、被保険者が他人の身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 ●他人の財物を使用・管理中に与えた損害は除きます。ただし、次のものはお支払いの対象となります。 ・宿泊施設の客室、客室内の動産、セイフティボックスのキーおよびルームキー ・居住施設内の部屋および部屋内の動産（建物または戸室全体を賃借している場合は除きます。） ・レンタル業者から直接借り入れた旅行用品または生活用品	●旅行期間（注2）中に携行する身の回り品（被保険者の所有するもの）が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合 ●「携行する」とは、携えて持っている状態、または被保険者が常時監視できる状態をいいます。 ●携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいますが、現金、小切手、株券、手形、預金証書、免許証、クレジットカード、入歯、コンタクトレンズ、帳簿、図面、各種書類、動植物、自動車、オートバイ、船、居住施設内にあるもの、別送品は含みません。また危険なスポーツを行っている間のそれらの用具の損害については保険金は支払われません。	●旅行期間中（注2）に救援対象者が、 ●死亡した場合 ・ケガによる事故後180日以内の死亡 ・疾病による死亡 ・発病した疾病により旅行期間終了後30日以内の死亡 ●ケガまたは発病した疾病により、7日間以上継続入院した場合 ●山岳遭難、搭乗機・船舶が行方不明・遭難した場合 ●偶然な事故により生死が確認できない場合、または緊急な捜索救助を要する状態を警察等が確認した場合
●法律上支払うべき損害賠償金 ●求償権の行使や損害防止軽減のために必要・有益な費用 ●被害者の応急手当等の緊急措置費用 ●書面による保険会社の同意を得て支出した訴訟費用 ●示談の相手方および賠償金額の決定には、事前に保険会社の承認が必要です。 ●保険会社には示談代行の義務はありません。	●1回の事故ごとに損害額のうち3,000円（免責金額）をご自身で負担していただきます。 ●損害額とは、購入額から減価償却した時価額（修理可能な物は時価を限度として修理費）を指します。ただし1個1組1対につき10万円を限度とします。 ●航空券等の損害額は、事故後に元の券と同等の範囲内で再購入した費用とし、1事故につき5万円を限度とします。 ●旅券の損害額は、再発給または渡航書発給に要した手数料・最寄り在外公館へ赴く交通費・発給地におけるホテル客室料とし、1事故につき5万円を限度とします。	●救援対象者および親族の方が支出した次の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額 ●現地に赴く航空運賃等交通費（救援者3名分限度） ●現地でのホテル等客室料（救援者3名分限度かつ1名につき14日間限度） ●現地からの救援対象者の移送費用 ●救援対象者の死亡による現地での遺体処理費用（100万円限度） ●救援者渡航手続費および現地での諸雑費（20万円限度） ●捜索救助費用

※募集型企画旅行とは……旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行（旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの）をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

注5）●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（★1）①一類感染症②二類感染症③三類感染症④四類感染症　●顎口虫（がっこうちゅう）●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第8項に規定する指定感染症（★2）

（★1）被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

（★2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

注6）当該カードご加入日（会員がカード会社に登録された日）応当日翌日の午前0時から1年間の会員資格期間を指します。

※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人になります。受取人の指定はできません。
※当該保険は自動車運転に関する賠償事故等の賠償保険は付帯しておりません。
　海外でレンタカー等を利用する場合、現地で自動車保険へのご加入を推奨します。

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

2. 海外旅行傷害保険・家族特約

・当該カード利用の有無に関わらず自動付帯となります。

当該ゴールドカード会員（本会員・家族会員）以外のご家族の方にも海外旅行傷害保険が付帯されております。

＜対象となる家族の範囲＞

①当該ゴールドカード本会員と生計を共にする19歳未満の同居の親族
②当該ゴールドカード本会員と生計を共にする19歳未満の別居の未婚の子

※親族とは、6親等以内の血族または3親等以内の姻族となります。ただし以下の条件を全て満たす方とします。
- 海外旅行の目的を持って日本の住居を出発した日時点において、上記に該当する親族である事
  （対象外となる例：旅行出発後出産されたお子様等）
- 事故発生時、発病時または費用発生時において、上記に該当する親族である事
  ただし「19歳」の判断基準は、被保険者が海外旅行の目的を持って住居を出発した日時点の年齢により判断します。

※家族特約は当該ゴールドカード本会員と生計を共にしている事が前提となりますので、同居の親族であってもお勤めをされている家族の方等の場合は家族特約の対象とならない事がありますので、ご注意ください。

＜補償内容＞

担保項目	保険金額（注 1）
死亡・後遺障害	①死亡の場合　1,000万円 ②後遺障害の場合後遺障害の程度に応じて30万円～1,000万円
傷害治療費用	200万円（1事故の限度額）
疾病治療費用	200万円（1疾病の限度額）
賠償責任	2,000万円（1事故の限度額）
携行品損害	50万円（自己負担　3,000円） （1旅行中かつ1年間（注2）の限度額）
救援者費用	200万円（1年間（注２）の限度額）

注１）複数のクレジットカード付帯の傷害保険にご加入の場合、死亡・後遺障害の保険金額は合算されず、最も高い保険金額が限度となり、各カードに付帯する保険金額に応じて按分して保険金をお支払いします。ただし、法人カード（法人等がカード利用代金支払債務を負うもの）とそれ以外のカードをお持ちの場合は、法人カードとそれ以外のカードのそれぞれに上記の規定が適用されます。死亡・後遺障害以外の保険金は、複数の同種保険にご加入の場合、クレジットカード付帯に限らず、各保険の保険金額に応じて、保険金が支払われるべき損害額を按分して保険金をお支払いします。

注２）当該カードご加入日（本会員がカード会社に登録された日）応当日翌日の午前０時から１年間の会員資格期間を指します。

※当該カードの家族カードをお持ちの方については、家族会員としての補償が優先し、家族特約により重複して補償されることはありません。

※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人となります。受取人の指定はできません。

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

3.国内旅行傷害保険

・被保険者の範囲は本会員・家族会員となります。

担保項目	公共交通乗用具搭乗中傷害事故	宿泊火災傷害事故	募集型企画旅行参加中傷害事故
保険金額（注1）	死亡・後遺障害保険金額　最高5,000万円 （自動付帯分 1,000万円・カード利用条件分(注3)4,000万円） 入院保険金日額（フランチャイズ7日(注2)）5,000円 通院保険金日額（フランチャイズ7日(注2)）2,000円 手術保険金　最高20万円		
保険金をお支払いする主な場合	被保険者が公共交通乗用具(注4)に乗客として搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で ①事故の発生の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合 ④ケガの治療のために入院し所定の手術を受けた場合 ⑤通院により医師の治療を受けた場合	被保険者が宿泊施設に宿泊中に火災・破裂・爆発によって被ったケガが原因で ①事故の発生の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合 ④ケガの治療のために入院し所定の手術を受けた場合 ⑤通院により医師の治療を受けた場合	被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行（注5）参加中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で ①事故の発生の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合 ④ケガの治療のために入院し所定の手術を受けた場合 ⑤通院により医師の治療を受けた場合
お支払いする保険金	①死亡された場合…被保険者の法定相続人に　自動付帯分　1,000万円 ＋カード利用条件分　4,000万円(注3) ★死亡保険金受取人指定はできません。 ②後遺障害が生じた場合…自動付帯分（1,000万円）・カード利用条件分（4,000万円）それぞれ、後遺障害の程度に応じて3%～100%(注3) ③[入院保険金日額×入院日数]（ただし、事故の発生の日から180日以内の入院でかつ180日が支払の限度） ④手術の種類に応じて[所定の倍率(10倍、20倍、40倍)×入院保険金日額]（ただし、手術を受けた場合で、1回の事故につき1回の手術に限る） ⑤[通院保険金日額×通院日数]（ただし、事故の発生の日から180日以内の通院でかつ90日が支払の限度）		

注1）他のクレジットカード付帯の傷害保険にご加入の場合は、死亡・後遺障害、入院、通院の保険金額・保険金日額は合算されず、いずれか高い方がお支払限度となります。
注2）事故の発生の日から8日目以降、入院・通院の状態にある場合、1日目から保険金が支払われます。
注3）カード利用条件分は、公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金を当該クレジットカードにより払い込んだ場合、またはノークーポンシステム（注6）を利用して予約または予め宿泊代金を当該クレジットカードにより払い込んだ場合、または宿泊を伴う募集型企画旅行の代金を当該クレジットカードにより払い込んだ場合に補償適用となる保険金額です。
注4）公共交通乗用具とは……航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。
注5）宿泊を伴う募集型企画旅行とは……旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行（旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの）をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。
注6）ノークーポンシステムとは……カード加盟店である旅行業者に当該カード会員であることおよび予め当該カードで宿泊施設の料金を支払うことを告知してホテル・旅館等の宿泊施設の予約を行うシステムのことをいいます。

※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人になります。受取人の指定はできません。
※上記のケガを被ったとき既に存在していた身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故によるケガが重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額が支払われます。

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

■保険金をお支払いできない主な事故

①傷害事故（海外・国内共通）

- ●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ●被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
- ●被保険者に対する刑の執行
- ●戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- ●核燃料物質、または核燃料物質によって汚染されたものの放射性・爆発性その他の有害な特性による事故
- ●被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失による事故
- ●被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故
- ●被保険者の妊娠・出産・早産・流産
- ●保険金を支払うべき傷害の治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- ●地震・噴火・津波による事故（海外旅行傷害保険は除く）
- ●原因がいかなるときでも、頸部（けいぶ）症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- ●被保険者が危険なスポーツ活動中の事故

※危険なスポーツとは……山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。

(注1)山岳登はんとはピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。
(注2)航空機にはグライダーおよび飛行船は含みません。
(注3)航空機操縦には職務として操縦する場合は含みません。
(注4)超軽量動力機とはモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

- ●被保険者が自動車・原動機付自転車・モーターボート等によるレース中（レースに準ずるものおよび練習中を含みます。）の事故
- ●公共交通乗用具搭乗中の傷害事故は、公共交通乗用具に乗客として搭乗中の事故に限られますので、電車・タクシー等から降車した後の事故は補償されません。（国内旅行のみ）

※航空機の搭乗者のときに限り「航空機搭乗者に限り入場が許される飛行場敷地内にいる間」は補償されます。（施設管理者の事故証明書が必要）

- ●募集型企画旅行（宿泊を伴うもの）に参加中の傷害事故は募集型企画旅行として集合から解散までの旅行参加中の事故に限られますので、集合場所へ向かう途中の事故や解散後の事故は補償されません。（国内旅行のみ）　など

★既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

②疾病治療費用（海外のみ）

- ●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ●被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
- ●戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- ●原因がいかなるときでも、頸部（けいぶ）症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- ●旅行開始前から発病していた疾病、旅行終了後48時間経過後に発病した疾病
- ●被保険者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病
- ●歯科疾病
- ●ピッケル、アイゼン等登山用具を使う山岳登はん中の高山病　　など

★既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該疾病と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該疾病が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

③賠償責任（海外のみ）

- 保険契約者・被保険者の故意または重大な過失による事故
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 被保険者の職務遂行に直接起因する事故（仕事上の賠償責任）
- 被保険者の親族に対して生じた事故
- 被保険者が使用・管理中の財物に生じた事故
- 被保険者またはその指図による暴行または殴打に起因する事故
- 航空機・船舶・車両・銃器の所有・使用・管理に起因する事故　など

④携行品損害（海外のみ）

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 差押、徴発、没収等公権力の行使による事故
- 自然消耗、性質によるサビ・カビ・変色・ねずみ食い・虫食い欠陥による損害
- 汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害
- 置き忘れまたは紛失による事故（置き忘れ後に生じた盗難も含む）
- 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故
- 修理の際に発生する代金引換手数料
- 被保険者が滞在する居住施設内にあるもの、別送品
- 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等　など

★現金・小切手・有価証券類、切手、預貯金証書・クレジットカード・運転免許証等、稿本・帳簿等、義歯・義肢・コンタクトレンズ等、動植物、船舶・自動車、危険なスポーツ（前記※参照）を行っている間の用具等は携行品に含まれません。

⑤救援者費用（海外のみ）

- 保険契約者・救援対象者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 救援対象者の闘争・自殺または犯罪行為（自殺による死亡を除く）
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 救援対象者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故（無資格運転・酒気帯び運転中の事故による死亡を除く）
- 旅行開始前から発病していた疾病を原因とする入院
- 救援対象者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病（妊娠・出産・早産・流産による責任期間中の死亡を除く）による入院
- 歯科疾病による入院　など

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

万一事故にあわれた場合のご連絡先・カード付帯保険についてのお問合せ

VJ 保険デスク（三井住友海上）

受付時間／日本時間　9：15～17：00　年中無休

※ご連絡の際は、カード（カード番号）をお手元にご用意ください。

■国内から

0120-658-811（無料）

■海外から

国識別番号	地域番号	地域内番号
81	18	888−9225

（コレクトコールをご希望の場合は、お客さまご自身で事前にコレクトコールをお申し込みください。）

4.アクシデントが発生した場合には

■海外旅行の場合

1.保険金申請までの手順

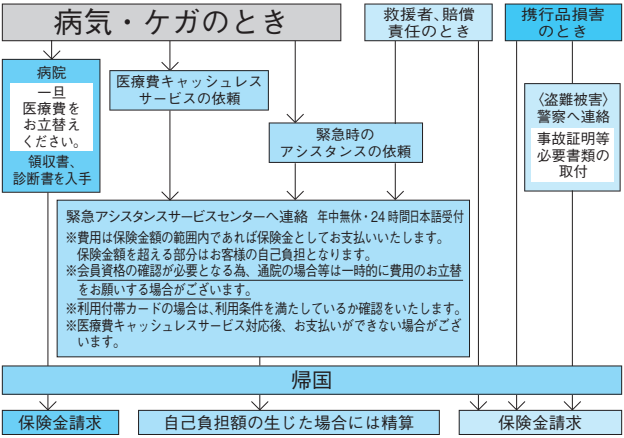

※帰国後VJ保険デスク（三井住友海上）0120－658－811・無料（9：15～17：00年中無休）までご連絡ください。
※保険金請求の場合、事故日より30日以内にご連絡ください。

2.保険金請求に必要な書類

保険金請求書類 ＼ 保険金種類		死亡保険金	後遺障害保険金	治療費用保険金	救援者費用保険金	携行品損害保険金	賠償責任保険金
現地でご手配いただく書類	医師の診断書			◎(注1)			◎(注3)
	治療費の明細書・領収書			◎			◎(注3)
	死亡診断書	◎					
	事故証明書	◎	○	○	○	◎	○
	盗難届出証明書					◎	
	支出を証明する書類				◎		
	示談書						◎
	示談金領収書						◎
	損害額を立証する書類						◎
国内でご手配いただく書類	購入時の領収証・保証書					◎	
	修理見積書・修理費用領収証					◎	
	損害品の写真（盗難以外の場合）					○	
	除籍謄本	◎					
	委任状・戸籍謄本	○					
	後遺障害診断書		◎				
	印鑑証明書	○	○	○	○		○
	保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	日本出入国日を証明する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	当該カードの利用を証明する書類	◎(注2)	◎(注2)				

※◎印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いするケースがあります。
（注1）診断書料は保険金お支払いの対象とはなりません。
治療費が30万円以下の場合は原則として診断書の取付を省略できます。
（注2）カード利用条件分の保険金請求に必要となります。
（注3）対人賠償の保険金請求に必要となります。

■国内旅行の場合
保険金請求に必要な書類

保険金請求書類 ＼ 保険金種類	入院・通院保険金	後遺障害保険金	死亡保険金
保険金請求書	◎	◎	◎
診療状況申告書	○		
同意書	◎	◎	◎
診断書	○		
後遺障害診断書		◎	
事故証明書	◎	◎	◎
死亡診断書または死体検案書			◎
除籍謄本・相続権者の戸籍謄本			◎
委任状	○	○	○
念書			○
印鑑証明書	○	○	○
当該カードの利用を証明する書類		◎(注)	◎(注)

※◎印は原則として必要な書類。○印は場合によって必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いするケースがあります。
※保険金のご請求が30万円以下のときは、「診療状況申告書」に記入していただくことで、診断書の取付を省略できます。
(注)カード利用条件分の保険金請求に必要となります。

万一事故にあわれた場合のご連絡先・カード付帯保険についてのお問合せ

VJ保険デスク(三井住友海上)

受付時間／日本時間　9：15～17：00　年中無休

※ご連絡の際は、カード(カード番号)をお手元にご用意ください。

■国内から

0120-658-811(無料)

■海外から

国識別番号	地域番号	地域内番号
81	18	888−9225

(コレクトコールをご希望の場合は、お客さまご自身で事前にコレクトコールをお申し込みください。)

5.日本語緊急援助サービスについて

アシスタンスサービス

1.三井住友海上の緊急アシスタンスサービス〈年中無休・24時間・日本語受付・無料〉

海外旅行中に不慮のケガや病気に見舞われ、医療施設への緊急移送の必要がある場合など、緊急のアシスタンスサービスが必要な場合には、ご滞在地に応じ、各センターへお電話ください。なお、サービス対象地域は日本国外です。

三井住友海上の緊急アシスタンスサービスは、国際的なアシスタンス専門会社である「ヨーロッパ・アシスタンス・ジャパン社」「プレステージ・インターナショナル社」と提携して実施しております。

2.サービスの内容

●ケガや病気の場合の緊急アシスタンス
医師・医療施設の紹介・案内、医療費キャッシュレスサービス、患者の医療施設への移送、患者の本国への移送、現地での医師の緊急派遣、医薬品類の緊急手配、通訳の紹介・手配
●ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス
現地でのご遺体の埋葬、ご遺体の本国への移送
●その他のアシスタンス
救援者の渡航・宿泊手配、遭難された場合の捜索・救助
●法律上のアシスタンス
弁護士の紹介・手配　　など
（注）アクシデントが発生し、当該サービスをご利用いただく際は、各センター（次ページご参照）へご連絡のうえ、オペレーターの案内に従ってご利用ください。

3.サービスの費用について

●アシスタンスサービスの費用は、海外旅行傷害保険で補償される金額までは保険金として精算いたしますので、会員の皆様の自己負担はありません。
●サービスの費用が保険金額を超えたとき、又は費用の一部が保険の対象とならないときは、会員の皆様にお支払いできない費用及びその費用に対するアシスタンス会社の手数料を自己負担していただきます。
●会員資格の確認が必要となる為、通院の場合等は一時的に費用のお立替をお願いする場合がございます。

4.ご連絡先

お客さまのご滞在地域により、次ページの電話番号におかけください。通話料無料でおかけになれます。

＜緊急アシスタンスサービスご連絡先＞

※ご連絡の際は、カード（カード番号）をお手元にご用意ください。

ご滞在地	電話番号
アメリカ 本土・ハワイ・グァム・サイパン	1-833-950-0895
カナダ	1-833-907-7546
メキシコ	01-800-123-3165
アルゼンチン	0800-777-0121
コロンビア	01-8009-812125
ブラジル	0800-761-0219
ペルー	0800-53-282
シンガポール	800-8110-833
インドネシア	007803-81-1-0040
タイ	1800-011-220
フィリピン	1-800-1-8110328
ベトナム	120-81-047
中国携帯 / 全土	4001-203741
香港	800-90-0364
台湾	00801-81-2778
韓国	00798-81-1-0833
オーストラリア 本土	1-800-718-261
ニュージーランド	0800-64-0365
イギリス	0808-23-44030
イタリア	800-7-89395
オーストリア	0800-298839
ギリシャ	00-800-8113-0139
スイス	0800-89-5961
スウェーデン	020-790-258
スペイン 本土	9009681-92
チェコ	800-144-035
デンマーク	8025-4544
ドイツ	0800-1-80-2244
ハンガリー	06-800-21625
フランス・モナコ	0800-90-8506
ベルギー	0800-1-2561
ポーランド	00-800-811-1221
ポルトガル	800-8-81-055
ルクセンブルク	8002-6036
ロシア	8-800-301-8863
アラブ首長国連邦	800-081-0-0146
イスラエル	1-80-946-5203
全世界（上記電話がご利用いただけない場合）	050-3820-3992

※滞在の国・地域によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用になれない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。また、電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

お問合せおよび事故の際のご連絡先

下記保険についてのお問合せおよび、
万一事故にあわれた場合のご連絡先

海外旅行傷害保険
海外旅行・家族特約
国内旅行傷害保険

VJ 保険デスク（三井住友海上）

■国内から

0120-658-811（無料）

■海外から

国識別番号　地域番号　地域内番号
81 － 18 － 888－9225

（コレクトコールをご希望の場合は、お客さまご自身で事前にコレクトコールをお申し込みください。）

受付時間/日本時間　9：15～17：00　年中無休

※ご連絡の際は、カード（カード番号）をお手元にご用意ください。

本保険サービスのご案内は、お持ちのカードに付帯させていただいている保険サービスの概要についてご説明させていただいたものです。実際の保険金お支払いの可否等は、普通保険約款および特約等に基づきます。なお、保険サービスの内容は予告なく変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

引受保険会社/三井住友海上火災保険株式会社

G-SN

2026年4月